

千葉県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業補助金実施要綱

ア 目的

補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、千葉県において接種会場を設置する企業等において職域での接種を行うことにより、市町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的とする。

イ 支援対象

千葉県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業補助金交付要綱第3条に定める事業のうち、以下の条件に該当するもの。

- ・ 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

ウ 内容

（ア）初回接種

イに定める実施者が職域接種を実施するに際して必要となる、会場使用料、賃借料及び備品購入費等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助を行う。

（イ）追加接種

イに定める実施者が職域接種を実施するに際して必要となる、会場使用料、賃借料及び備品購入費等の経費を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費補助を行う。

エ 留意事項

(ア) 本支援の対象は、中小企業又は大学等（以下「中小企業等」という。）が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。

ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、

① 外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生している

② 職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する

以上全てに該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種と実質的に同じものであることから、本支援の対象であること。

(イ) 中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、県が別に定める「千葉県ワクチン個別接種促進事業」の交付対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

(ウ) 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、県が別に定める「千葉県ワクチン個別接種促進事業」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

(エ) その他、詳細については国の定めに準じる。

附 則 この要綱は、令和4年1月5日から施行し令和3年6月21日実施事業から適用とする

附 則 この要綱は、令和4年2月22日から施行し令和3年6月21日実施事業から適用とする

附 則 この要綱は、令和4年11月30日から施行し令和3年6月21日実施事業から適用とする